

定時定額購入サービス取扱規定

(定時定額購入サービス)

第41条 定時定額購入サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、累積投資取引のうち、毎月お客さまが指定する金額（以下「購入金額」といいます。）をお客さまが指定する預金口座（以下「振替口座」といいます。）から引落とし、当行があらかじめ指定する日（以下「購入申込日」といいます。）に、お客さまがあらかじめ指定する累積投資銘柄の受益権を取得する取引をいいます。

ただし、購入申込日が当行の休業日にあたる場合は、翌営業日を購入申込日といたします。

なお、振替口座は指定預金口座と同一とさせていただきます。

2 愛称として「<やまぎん>つみたて投信」という名称を用いることがあります。

(申込方法)

第42条 本サービスの申込・変更および中止は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって（ただし、インターネットバンキングを介した申込みを除きます。）契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。なお、本サービスにおけるお取引の明細およびお預り残高の報告については、取引残高報告書にて当行所定の時期にご通知いたします。

(申込金額)

第43条 本サービスを申込まれる場合は、購入金額は1千円以上1,000円単位とし、購入申込日の前営業日（以下「振替日」といいます。）に振替口座から預金の引落としによりお支払いいただきます。なお、振替口座からの引落としは15時までとさせていただきます。

2 前項の購入金額には、当該累積投資銘柄の取得代金に加えて、それに係る所定の手数料および消費税等を含みます。

(取得方法)

第44条 振替日において振替口座からの購入金額の引落としが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預かりし、当該銘柄の受益権の取得を行います。ただし、購入申込日が当該銘柄の取得申込受付不能日にあたる場合には、購入申込日の翌営業日以降最も近い取得申込受付可能日をもって取得の申込を行います。

2 振替日において振替口座からの購入金額の引落としが不成立となった場合には、通知することなく当該振替日の属する月における受益権の取得は行われないものとします。なお、複数ファンドをご契約の場合、いずれのファンドを優先して購入するかは当行の任意とさせていただきます。

(振替口座からの引落し)

第45条 振替口座は、投資信託取引における指定預金口座に限ります。

- 2 購入金額を振替口座から引落す場合には、払戻請求書の提出は不要とします。
- 3 年間2回まで、お客さまが指定する金額に増額して、振替口座から引落し、当該銘柄の取得を行うことができます。
- 4 購入金額の引落しについては、振替日の引落口座の残高（総合口座等の貸越可能額および、約弁付カードローンの貸越極度額を除きます）から引落しを実施します。
- 5 ご指定された購入金額の自動引落しを含む複数の支払いがある場合、そのいずれかを支払うかは当行の任意とさせていただきます。

(申込内容の変更・中止)

第46条 本サービスの申込内容を変更または中止する場合は、振替日の前営業日までに所定の方法によりお手続きください。

(規定の変更)

第47条 この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他の必要が生じた場合、改定されることがあります。

- 2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、もしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合には、その内容を通知させていただきます。
- 3 2項の通知が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し出がない場合は、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上